

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年1月16日 13時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町田曾岬西南西方沖 田曾埼灯台から真方位244° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 16.7′ 東経136° 39.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{アブ} ABU-IIは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年2月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ABU-II、5トン未満（長さ4.65m） 242-15779三重、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力22.10kW、回転数毎分5,800、3気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、平成2年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、田曾岬西南西方沖で潮上りをして釣りを行った後、船外機の始動を行ったところ、セルモータが回り、船外機が始動したが、すぐに停止した。</p> <p>船長は、船外機の始動を繰り返したが、同様に停止するので、その状況から燃料の供給が途絶えていると思い、点火プラグ、燃料フィルタ及び燃料ホース等を点検後、再度始動を行ったが、同様に停止した。</p> <p>本船は、予備の船外機（約1.47kW）で帰航中、次第に風が強まり、風潮流で圧流されたので、船長が運航不能と判断して118番に通報した後、来援した巡視艇に南伊勢町五ヶ所湾までえい航され、同船外機で同湾奥の定留地に戻った。</p> <p>船長は、本インシデント時、プライマリポンプが硬い状態であったが、同ポンプを動かせば燃料油が燃料フィルタに出ていたため、燃料の供給が正常であることを確認していた。</p> <p>船長は、本インシデント後、本船の燃料ホースを新替えし、一旦船外機の始動ができるようになったものの、後日、同じ現象が認められたので、整備会社に修理を依頼した。</p>

	<p>本船は、整備会社が船外機の点検を行ったところ、燃料ホースに空気が混入し、燃料油が船外機に供給されていなかったことが判明したが、船外機が始動できない状況を再現できず、燃料ホースに空気が混入した原因が分からなかった。</p> <p>船長は、本船を中古で令和元年7月ごろ購入して、月に4回程度使用しており、本インシデントの約2年前に点火プラグを、約半年前に燃料フィルタを交換し、船外機が正常に連続運転できることを確認していた。</p>
分析	<p>本船は、漂流中、燃料ホースに空気が混入して燃料油の供給が途絶え、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本インシデント後、船外機が始動できない状況を再現できず、燃料ホースに空気が混入して燃料油の供給が途絶えた状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、漂流中、燃料ホースに空気が混入して燃料油の供給が途絶え、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、セルモータが作動しても船外機が始動しない場合、燃料ホースの空気混入である可能性を考慮し、同ホースの空気抜きを行うこと。